

# ドーピングの法的規制についての比較研究

小名木明宏\*

## 抄録

本研究は、近年、スポーツ競技において問題となっているドーピングの使用を法的に規制するためにはどのような方策が最適であるかについて、2015年12月に「スポーツにおけるドーピングの防止のための法律」が成立したドイツを主たる比較対象として比較研究を行い、わが国におけるドーピングの法的規制のあり方について検討を行うものである。

ドイツでもドーピング行為を刑事規制することになり、また、その他の国々にもこのような法律は存在するが、わが国にはこのような明確な法規制はない。2005年の第33回ユネスコ総会においてアンチ・ドーピング条約が採択され、日本もこれを批准し、2009年にスポーツ基本法が成立している。この法律において、ドーピングについては、2条と29条に規定が存在するが、制裁規定を持たず、単に日本アンチ・ドーピング機構の規定10条により、資格の停止等の制裁があるのみである。

ドーピングを法で規制し、制裁を加えるとなると、一番大きな問題は、保護法益が何かという問題があり、この点については、ドイツの新しい法律と議論をもとにして、「選手の健康の維持」と「フェアネスに裏打ちされたルール of 妥当性」を保護法益と解した。さらに、ドーピングは、刑法上、傷害罪や詐欺罪としても問題となるということを示した。最後に、将来的には、従来 of ドーピングとは異なる形態 of、頭脳ドーピングや物理ドーピングが問題となる。

今後、日本でも諸外国と同様に、ドーピングを刑罰で処罰すること of 是非が活発に議論されるようになるであろう。現代社会では、スポーツ of 重要性は単なる趣味というカテゴリーを離れた重要な国家的関心事であり、この問題に国家が関与する、すなわち、法律によってドーピングを禁止し、健全なスポーツを実現する意義は非常に大きいものと思われる。その意味で、ドーピング罪 of 創設に与するものである。

キーワード：ドーピング，刑事規制，保護法益，フェアネス，スポーツ

---

\* 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学大学院法学研究科

# Comparative Study on Regulation against Doping

Akihiro ONAGI\*

## Abstract

This study is intended to examine the role of legal regulation of doping in Japan in order to legally regulate the use of doping, which has become a problem in sports competition in recent years. In this occasion, it will make a comparative study of the Germany where they have the new rule for the prevention of doping in the "Sports in December 2015 of the law".

Also in Germany, it is regulated as criminal of the doping offense, but also such laws exist in other countries. But, such clear laws and regulations are not in our country. In 2005, Anti-Doping Convention at the 33rd UNESCO General Assembly was adopted and Japan also ratified it, so that Sport Basic Law has been established in 2009. In this Act, concerning of doping, only the provisions in Article 2 and Article 29 is present, without the sanction provisions. Simply in accordance with the provisions of Article 10 of the Japan Anti-Doping Agency, which is only a sanction of stopping such qualifications.

When the doping will be regulated by the law, and it will come to sanctions, then the biggest problem is a protected interests. In this regard, based on the discussion with the new German law, the "maintenance of athlete's health" and "validity of the rules on fairness" was interpreted as protected interests. In addition, in regard with the criminal law, doping will become a problem as bodily harm and fraud. Finally, in the future, in a form different from the conventional doping, brain doping or physical doping these will become a problem.

In the future, as well as the other countries, the punishment of the doping will discussed also in Japan. In modern society, the importance of the sport is an important national concern. It had to leave the category of mere hobby. The State is involved in this issue, to prohibit the doping by law and to achieve a healthy sport. It seems to be very significant. In that sense, I am convinced for the creation and the punishment of a doping offense.

Key Words : doping, criminal regulation, legal interest, fairness, sport

---

\* Faculty of Law, Hokkaido University, 060-0809 Sapporo, JAPAN

## 1. はじめに

昨今、新聞記事でドーピングに関する話題が非常に目に付く。たとえば、2015年10月7日の産経新聞では、2014年の世界アンチ・ドーピング機構(WADA)の報告により3000件以上で禁止薬物が検出されたとあり、また、2015年8月3日の朝日新聞では、陸上競技とドーピングの問題を取り上げている。2016年2月12日の産経新聞では、中国女子陸上の馬軍団とドーピングの問題が取り上げられている。また、ツール・ド・フランスにおける度重なるドーピング不祥事は、この問題の根の深さを浮き彫りにしている。このように、スポーツとドーピングは強いつながりのあるもので、これにどのように対処するかということが、スポーツ関係者の間での問題はもとより、法政策的な問題となっている。

## 2. 目的

本研究は、近年、スポーツ競技において問題となっているドーピングの使用を法的に規制するためにはどのような方策が最適であるかについて、主にドイツを対象として比較研究を行い、わが国におけるドーピングの法的規制のあり方について検討を行うものである。さまざまなスポーツ競技において問題となっているドーピングを法的に規制する根拠はいまだ不明確である。本研究はこれを明確にし、どのようにドーピングを法的に規制するべきかを模索するものである。

おりしも、ドイツでは2015年12月「アンチ・ドーピング法」が成立し、施行された。これによりドイツではドーピング行為を刑事規制することになったのである。その他の国々にもこのような法律は存在するが、わが国にはこのような明確な法規制はない。本研究は規制の根拠を示し、法的規制のありかたを検討するものである。

2020年の東京オリンピックを控えて、日本のスポーツ界に世界一クリーンなスポーツ環境を実現することは、世界における日本のスポーツ界全体の地位向上に貢献し、ひいては国際的な地位向上につながるものと思われる。

## 3. 方法

本研究は、ドーピングの規制のあり方に対する法的検討という文系の研究であるため、文献による調査、聞き取り調査と意見交換、海外の実情調査が重点項目となる。

国内では、京都大学法学研究科高山佳奈子教授、

筑波大学体育系岡出義則教授、新四谷法律事務所伊東卓弁護士にインタビュー調査を行い、意見交換をし、研究へのアドバイスをいただいた。

海外では、ドイツ連邦共和国ケルン大学マルティン・ヴァスマー教授、ドイツ連邦共和国マールブルク大学ディーター・レスナー教授、ドイツ連邦共和国フランクフルト・アム・マイン大学マティアス・ヤーン教授、ドイツ連邦共和国ゲッティンゲン大学マンフレット・マイヴァルト教授にインタビュー調査を行い、意見交換をし、研究へのアドバイスをいただいた。とくに、レスナー教授、ヤーン教授はドーピング問題が専門であり、貴重な意見を提供していただいた。

さらに、中間報告として、10月17日、刑法学会北海道部会において研究報告を行い、研究の客観性を確保し、また、議論を通じて主に刑事法研究者から研究への貴重な示唆をいただいた。

## 4. 結果及び考察

### (1) ドーピングの歴史

ドーピングの歴史は非常に古く、ギリシャ時代に遡るといわれている。当時、競走馬に興奮剤を与え、成績向上を試みたといわれている。他方、1865年、アムステル運河水泳競技大会で使用した選手がいたのが、ドーピング使用で残る最も古い記録である。最近では、すでに述べたように、自転車競技や陸上競技において、ドーピング摘発、発覚が話題となっている。

日本においては日本アンチ・ドーピング機構の傘下の各競技団体においてドーピング規制がなされている。また、日本野球機構(NPB)、日本ゴルフツアー機構、日本相撲協会は日本アンチ・ドーピング機構に所属していないものの、独自に検査を実施し、他方、日本ボクシングコミッションは実施の実績はない。

### (2) 各国におけるドーピングの規制

#### (i) わが国の状況

ドーピングの対象となる禁止薬物についてのリストは世界アンチ・ドーピング機構(WADA)により公表されている(<http://list.wada-ama.org/jp/>)。刑事法的にはこれは罪刑法定主義を実現したものでカタログとなっている。ドーピング規制については、2005年に第33回ユネスコ総会においてアンチ・ドーピング条約が採択され、日本も翌年批准している。国内法の整備としては、昭和36年のスポーツ振興法を全面改正したスポーツ基本法が2009年に成立している。この法律において、ドーピング

については、2条と29条に規定が存在し、  
(基本理念)

## 第2条

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(ドーピング防止活動の推進)

第29条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

と規定している。本法律は、制裁規定を持たないが、日本アンチ・ドーピング機構の規定10条により、資格の停止等の制裁がある。このことは、日本アンチ・ドーピング機構に加盟している各競技団体が内部規制の主体として制裁を科すことになる。このように我が国のスポーツ界では、日本アンチ・ドーピング機構の規程の下、競技団体の内部規制によりドーピングが規制されていることになる。

(ii) ドイツの状況

ドイツでは、2007年に「スポーツにおけるドーピングの防止を改善するための法律」が制定された。これは実質1条からなる法律で、しかも薬事法を改正する法律でしかない。これにより、スポーツにおけるドーピング目的の薬物の禁止が規定され、「少なからぬ量の薬物の入手または所持」が禁止され、3年以下の自由刑、または罰金が科せられたにすぎない。これではドーピングの禁止としては当然に不十分なので、2015年に「スポーツにおけるドーピングの防止のための法律案(AntiDopG)」が提出され、2015年12月に成立し、施行された。マース司法大臣の説明によれば、

(1) 自己ドーピングの処罰

(2) 関係者の処罰

(3) ドーピング処罰のためのスポーツ連盟との連携体制の強化

が本法律の大きな柱となっている。そして、同法第1条はこの法律の目的として、

「この法律は、競技者の健康を守り、スポーツ競技のフェアネスと機会均衡を保証し、よってスポーツ

の健全性の維持に貢献する目的で、スポーツにおけるドーピングの使用を防止することに資するものである。」

として規定している。つまり、法律の目的として、

(1) 競技者の健康の保護、(2) フェアネスと機会均衡の保証、(3) スポーツの健全性の維持が挙げられている。これは後述する保護法益の問題である。また、第3条で自己ドーピングを禁止していることも保護法益の観点と関連する。

(ii) オーストリアの状況

オーストリアの刑法では147条「(1) 詐欺をした者は3年以下の自由刑に処する」があり、「(1a) スポーツでのドーピングの目的でアンチ・ドーピング条約(BGBI. Nr. 451/1991)に掲げられた禁止された薬剤や禁止された方法により欺罔を行い、少なからぬ損害を与え、詐欺をした者も同様に処罰する。」として、ドーピングを詐欺罪の一類型として規定している。

(iii) その他の国々

その他の国々での立法状況に敷衍すると、フランス、スペイン、イタリアでは、スポーツ法に罰則を持っている。

(3) 法的問題点

(i) はじめに

それでは、ドーピングをめぐる、どのような法的な問題点が存在するのであろうか。一口に法的な問題点と言っても、様々な法領域が問題になるが、報告者は刑事法が専門であり、ドーピングに対してどのような制裁を科すかという観点から検討した。

まず、その前提として、「ドーピングはいけなことである」という社会的共通認識が存在すると考えてよいであろう。少なくとも上記命題は、国際的に真であると認められている。そうでなければ、ユネスコ条約や諸外国の罰則規定の説明ができないからである。これとの関連で、倫理学者である加藤尚武は、その著書「合意形成とルール倫理学」(2002年)において、「ドーピングの倫理問題」という章において詳述し、「ルール違反である」、「選手の健康を損なう」という2つの理由により、社会的な合意が形成されるとしている。

また、日本アンチ・ドーピング機構 JADA の FAQ (<http://www.realchampion.jp/faq>) にも、ドーピングの禁止の理由が「全世界で共有されているスポーツ全体のルールです。1) フェアプレーの精神に反する、(2) アスリートの健康を害する、(3) 反社会的行為である、といった、スポーツの価値の根幹を損なう、スポーツに正々堂々と向かうことができない「ずる」くて「危険」な行為でもあります。」と説明されている。

(ii) 法益の問題

刑罰を科するにあたって、保護法益を明確にする



ことは最重要とされている。何のために刑罰が科せられるかが明確にされなければならないのである。この点、ドイツの条文は法益を意識した規定となっている。

ここでドイツの新しい法律の文言に取り入れられた法益を検討してみよう。

まず、第一に「競技者の健康の保護」があげられている。これは、ドーピングがもたらす身体への悪影響を考慮したものである。その意味で、ドーピングは身体への悪影響、すなわち、傷害結果をもたらすものであり、競技者の身体を保護法益とすることには根拠があることになる。他方で、被害者の承諾の観点からこれを検討すると、そのような傷害が本人の同意によって正当化されるかという問題になる。

この点、本人が承諾している以上、全て正当化されるという考え方は現在の通説ではなく、むしろ一定の場合、本人の同意にもかかわらず、承諾は無効で、傷害罪は正当化されないとする見解が通説、判例の立場である。その例外的事情は、学説によって異なり、たとえば、生命への危険性、良俗、社会相当性などが主張されている。それゆえ、ドーピング禁止の根拠を競技者の健康の保護に求める視点はこの点では間違っていない。また、本人の同意があるといっても、コーチ、チームドクター、スポンサーなどが関わり、チーム全体で勝利に向かってい中で、競技者がすべてを自己の意思で決定できるかという点、これはかなり怪しく、そもそも、自己の意思に基づいた同意があるかさえ疑わしくなってくる。

他方、自己ドーピングの場合は、以上の論理は当てはまらない。自身による傷害行為はそもそも自己危殆化の原則に基づき、法益が放棄されるので、構成要件該当性がなく、何罪も構成しないのである。また、たとえ他人の手によるドーピング施術であっても、自己血液ドーピングの場合、健康への危険性もなく、そもそも傷害にも当たらないのである。

ドイツの文言に次に登場するのが、「フェアネスと機会均衡の保証」である。前者は競技の公正さを意味し、後者は職業選択の自由の保障を意味している。つまり、他人の職業選択の自由を奪っているというのである。競技成績が職業選択につながり、ドーピングをすることでその地位を獲得したのであれば、それによって他者の職業選択の機会を奪っているというのである。現在のスポーツ界では、従来のような純粋なアマチュアスポーツではなく、職業としてのスポーツ、ないしは、生活の糧としてのスポーツが主流になって来ている。これはプロ選手の収入の高さ（一般サラリーマンなら弥生時代から働き続けなければならない！）や賞金額の高さ、ひいては、

関連グッズなどの著作権収入を考えれば、納得行くものである。平たく言えば、ズルをしてお金を稼いでいるということである。

このような考え方に対しては、まず、フェアネスという法益があまりに抽象的であるという反論が妥当する。その上で、さらに、現実の競技が真にフェアで機会均衡であるか疑わしい。エチオピア、ケニア、プエルトリコ、ジャマイカ人の競技成績を見れば、特定の遺伝子が特定のスポーツに著しい影響をしていることは明白である。さらに、体重別に行っている柔道やボクシングは除くと、バスケットボールなどでは、身長差が考慮されていない。また、スキー競技での新しいワックスの使用、新しい器具の使用など不平等と評価されなくもない。さらに「フェアネス」に関していえば、整形手術をした人は美人コンテストに出られないか？ひいては、化粧で人に接するのはフェアではないか？どちらも職業的な優位さを導き出しているのではないか？そうだとすれば、なぜドーピングだけが「フェアネス」の下で規制されるのか？このような疑問が生じてくるのである。

3番目にあげられているのが「スポーツの健全性の維持」である。これはスポーツのインテグリティを維持するという点である。スポーツというカテゴリーが一般社会で崇高なものとして一般に承認されているのは、人間が努力して肉体の限界を高め、目標達成を目指し、お互いに競い合うからである。ドーピングはこの理念を根本から覆すものであり、もし、これがまかり通ると、スポーツが一般社会から承認されないものになってしまうのである。

これに対しては、まず、ドイツの条文の文言の場合「よって」という文言に導かれている。これは目的であって、保護法益ではなく、ここからは法益を導き出せないという形式的な批判ができよう。

形式的な批判はさておき、実質的にみると、スポーツの崇高さを持って見ているのは、果たして国民全体であろうかという批判ができる。興味のないスポーツには何らの関心を示さないのが一般的であろう。そこで、競技者は彼を目指す後輩たちの模範となるべきであり、だからこそクリーンなスポーツ選手であれというのであり、ドーピングを用いると、模範としてふさわしくないというが、これはスポーツに限ったことであろうか？音楽家はどうか、政治家はどうか、その他の職業はどうか？このような疑問が生じてくるのである。

このようにドイツの条文をもとにした分析から明らかなように、ドーピングを禁止するための保護法益の明確化は困難であるといえる。ドイツでの議論で、保護法益に関してこれらを併存させたのも、一元的な視点からでは説明できないということ

了解したうえでのことなのである。それでもなお、ドイツの条文は、ドーピングの保護法益の議論に有益な契機を与えてくれる。

まず第1に、「選手の健康の維持」である。確かに、自己ドーピングと自己血液ドーピングで説明ができないという問題点はあるが、ドーピングには危険が伴うということには間違いなく、明らかに生命を縮めたり、健康に障害が発生するのであるから、これを考慮に入れることは妥当であると思われる。

次に、2番目として、「ルールとしての共通の社会認識」が挙げられる。「国民の規範意識の向上に資する」とドイツ連邦共和国のマース司法大臣はドーピング処罰法に関して説明したが、これ自体は、ルールがルールとして妥当するというそのことを認めるということに過ぎず、ルールの自己目的化という批判があてはまると思われる。しかし、それでもなお、積極的一般予防の観点から、また、規範の妥当性の確証という観点から、規範が規範として妥当し、この遵法状態を国民が共有することで法治国家が継続形成できると考えられるのであるから、この観点は肯定できるものと思われる。とくに、ドーピングに限って言えば、ドーピングをすることによって、薬物に対する規範意識が鈍磨し、ひいては、覚せい剤や大麻という違法薬物へ手を出す危険性が著しく増大することも忘れてはならないのである。

そして最後に3番目として、「フェアネス」が挙げられる。ドーピングをした人以外は、「ずるい」という意識を持つのであり、この意識がルール化を要求していると考えられる。たとえば、市民のスキーマラソンでスキーを脱いで急な坂道を下る場合、「ルール違反だ!」と大声で叫ぶ人がいるが、要は「ずるい」と考えているからに他ならない。あとはこれが実効性と妥当性を持つものとしてルール化されるかである。

以上の考察から、ドーピング禁止の保護法益は、「選手の健康の維持」と「フェアネスに裏打ちされたルールの妥当性」と解すべきと考える。

### (iii) その他の問題

ドーピングに関しては、その他の点で、現行刑法の解釈の問題としても検討される。

まず第1に、傷害罪との関係が問題となる。これは、たとえば、コーチが競技者に秘してドーピングを実施した場合である。栄養剤や食物の中に禁止物質が含まれていた場合がこれにあたる。これについては、健康に障害が発生するか否かによって判断するしかない。また、未成年の場合には、児童虐待の問題ともなりうる。

つぎに、詐欺罪も問題となりうる。いくつかの類型は考えられるが、自己ドーピングを念頭に置くと、競技者がチームに秘してドーピングを実施した場合である。具体的には、自分の能力をドーピングによって高

め、選手登録をさせたり、レギュラーに採用されるということなどで利益を得るわけである。ただ、詐欺罪の場合、欺罔の相手方を特定しなければならないが、これが誰であるかについては問題がないわけではない。チームなのか、主催者なのか、スポンサーなのか、観衆なのか、必ずしも明白ではない。

さらに、ドーピングの不公正な競争としての側面から経済犯罪の一つととらえようとする見解もある。これを主張するのがレスナー教授である。これによれば、ドーピングの禁止は、不公正な競争防止の一環であって、ドイツ刑法298条以下の競争に関する罪に加えるべきという提案をしている。このようなとらえ方からすると、ドーピング禁止の保護法益は、職業選択の自由とそれに伴い憲法上要請された基本権保護義務であることになる。したがって、お金を稼ぐプロ競技者だけの問題で、アマチュア競技者は関係ない。

### (4) 今後の問題

新しい問題として、頭脳ドーピング（マインドドーピング）をどうするかという問題がある。たとえば、筆記試験に際して向精神薬であるリタリンを服用し、集中力を高めた場合である。筆記試験はスポーツではないので、スポーツの健全性の保証ではカバーできず、せいぜい、フェアネスの問題となるが、集中力を高めるためにコーヒーを飲むことは許されないのかという疑問も生じる。

さらに、スポーツの世界では、物理ドーピングという用語も聞かれるようになってきている。2014年にドイツのマルコス・レームは義肢を使い、走り幅跳びのヨーロッパ記録を出し、ドイツ選手権で優勝した。義肢の素材が規定に適合しているかという問題であるが、障害者が健常者を凌いだのであり、こうなると、自分の足を新素材にすることが「ずるい」ことかどうか議論されることになる。

### 5. まとめ

ドーピングの問題について主にドイツを比較対象として検討した。その際、一番大きな問題として、保護法益は何かという問題があり、ドイツの新しい法律と議論をもとにして、「選手の健康の維持」と「フェアネスに裏打ちされたルールの妥当性」を保護法益と解した。さらに、ドーピングは、刑法上、傷害罪や詐欺罪としても問題となるということを示した。最後に、将来的には、従来のドーピングとは異なる形態の、頭脳ドーピングや物理ドーピングが問題となることも示した。

今後、日本でも諸外国と同様に、ドーピングを刑罰で処罰することの是非が活発に議論されるようになるであろう。その際、保護法益の議論は欠くことができ

ないものであり、それを踏まえたくて刑罰化を図るべきであろう。報告者の視点では、スポーツが国民の中に浸透しており、しかも、国威発揚として外交問題にまで発展している現代社会では、スポーツの重要性は単なる趣味というカテゴリーを離れた重要な国家的関心事であり、この問題に国家が関与する、すなわち、法律によってドーピングを禁止し、健全なスポーツを実現する意義は非常に大きいものと思われる。その意味で、ドーピング罪の創設に与するものである。

#### 参考文献

(日本語)

・佐藤千春「スポーツにおけるドーピング規制—自己決定権を基礎にした再構成—」朝日法学論集 15 号 (1996 年) 27 頁

A. シュヴァルツ (信太秀一訳)「ポーランドにおけるスポーツ・ドーピングの法的諸問題」西原春夫監訳『ポーランドの刑法とスポーツ法』131 頁 (2000 年)

・川谷茂樹「スポーツ倫理学講義」(2005 年)

・加藤尚武「合意形成とルール倫理学」(2002 年)

・高山佳奈子「ドーピングの刑法的規制」法学論叢 170 巻 4・5・6 号 360 頁 (2009 年)

・宍戸一樹「ドーピング規制—WADA・JADA の活動—」道垣内正人・早川吉尚編『スポーツ法への招待』(2011 年) 115 頁

・森本陽美「ドーピング規則違反と「厳格責任」原則について」法律論叢 83 巻 2・3 合併号 (2011 年) 303 頁

・タイラー・ハミルトン、ダニエル・コイル (児島 修)「シークレット・レースツール・ド・フランスの知られざる内幕」(2013 年)

・アイヴァン・ウォディングトン、アンディ・スミス 著 (大平章, 麻生享志, 大木富訳)「スポーツと薬物の社会学：現状とその歴史的背景」(2014 年)

(ドイツ語)

M. Parzeller, Die strafrechtliche Verantwortung des Arztes beim Doping, DEUTSCHE ZEITSCHRIFT FÜR SPORTMEDIZIN Jahrgang 52, Nr. 5 (2001), S.162

・M. Maiwald, Problem des Strafbarkeit des Doping im Sport – am Beispiel des italienischen Antidoping-Gesetzes, in: Dölling/Erb (hrsg.), Festschrift für Karl Heinz Gössel zum 70. Geburtstag, 2002, S. 399.

・H. Kudlich, An den Grenzen des Strafrechts, JA 2007, 90.

・R. Merkel, Neuartige Eingriffe ins Gehirn, ZStW

2009 (121), 919

・Magnus, Die Strafbarkeit von Sport- und Minddoping bei Minderjährigen, ZStW 2012(124), 907

・Rico Kauerhof, Strafrecht zwischen Sanktions- und Interventionsrecht, Asmuth, Binkemann (hrsg.), Entgrenzungen des Machbaren?, 2012, S. 291

・Mortsiefer, Entwurf eines Gesetzes zur Bekämpfung von Doping im Sport - eine Erläuterung der neuen Vorschriften, SpuRt, 2015, 2

・Norouzi/Summerer, DAV-Stellungnahme zum Anti-Doping-Gesetz, SpuRt 2015, 63

・Wagner, Die Schönheitsoperation im Strafrecht, 2015

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。

